

役員等報酬、退職金、功労金及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相志会（以下「法人」という。）定款第 10条及び第 21条に基づき、法人の役員等の報酬、退職金、功労金及び旅費に関し、支給の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 この規程において、役員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- 3 この規程において、役員等の区分とは、理事長、常勤の理事、非常勤の理事、非常勤の評議員ならびに非常勤の評議員選任・解任委員の別をいう。
- 4 この規程において報酬等とは、報酬、退職金及び功労金をいう。

(役員報酬等の年度総額)

第3条

定款第 21条に規定する法人の役員に支給する報酬等の月額及び賞与支給額は別表 1の区分ごとに定める額とする。

(役員等の報酬の支給基準)

第4条 役員等に対しては、役員等の区分に応じて別表 により報酬を支給する。ただし、法人の職員である理事については、「社会福祉法人相志会給与規程」に基づく給与を、法人の嘱託員等である理事については、労働契約に基づく給与を支給する。

(報酬の支給時期)

第5条 前条に定める報酬は、毎月 20日に月額で支給する。

2 前条に定める報酬は、就任した日の翌月から退任した月まで支給する。ただし、就任した日が月の初日であるときには、当月からとする。

(退職金の支給基準)

第6条 役員（非常勤の理事及び非常勤の監事を除く）が退任した時は、退職金を別表 3のとおり支給する。ただし、法人の職員である理事については、「社会福祉法人相志会就業規則」に基づく退職金を支給する。

(任期中の就退任の場合の退職金)

第7条 任期中において就退任する場合、その在任期間が 1年未満の場合は切り捨てとする。

(退職金の支給方法)

第8条 退職金は最終退任時に合算して支給する。

(功労金の支給基準)

第9条 理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し理事会の決議を経て別表5に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

(死亡時の退職金及び功労金)

第10条 役員が在任中死亡した時は、死亡時に退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給する。

(報酬、退職金及び功労金の支給方法)

第11条

報酬、退職金及び功労金については銀行口座振込により支給する。

(旅費)

第12条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費として交通費、日当及び宿泊料を支給する。

2. 前項に規定する旅費の支給にあたっては「社会福祉法人相志会出張旅費規程」による支給基準及び支給方法を準用する。

(補則)

第13条 理事長は、この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項を定めることができる。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は評議員会の決議をもって行う。

付則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 平成30年3月31日までは、事前準備に直接関わる理事等への報酬のみとする。

別表 1 役員の報酬、退職金及び功労金の支給額 (第 3 条関係)

常勤理事長	月額 80 万円
常勤理事	月額 75 万円
常勤監事	月額 40 万円
6 月賞与	報酬月額の 2 ヶ月分
12 月賞与	報酬月額の 2 ヶ月分

別表 2 理事長、専務理事、常務理事及び常勤の理事の日当報酬 (第 4 条関係)

非常勤理事、非常勤監事、評議員、評議員選任・解任委員

1 日 4 時間以内 20,000 円

1 日 4 時間以上 30,000 円

また、交通費などは領収書など、使途を明記したものである。

別表 3 役員の退職金額 (第 6 条関係)

最終報酬月額×在任年数×係数

係数は、理事長は 3.0~4.0、理事は 1.0~3.0 の範囲で理事会にて決定する。

別表 4 役員の功労金の支給額 (第 9 条関係)

常勤理事 月額報酬×在任年数×係数

非常勤役員等 20,000 円×在任年数×係数

係数は、0.5~1.0 の範囲で理事長は、在任期間中、特に功労があったと認められる役員及び役員等に対し理事会の決議を経て上表に規定する額を上限として功労金を支給することができる。